

公民館運営審議会委員の委嘱について
次の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

2015年（平成27年）6月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
おおくぼ まさじ 大久保 政治			社会教育 関係 者	再任	藤沢地区
うちだ まさこ 内田 昌子			社会教育 関係 者	再任	村岡地区
たなか あきら 田中 章			社会教育 関係 者	新任	鵜沼地区
あおき としゆき 青木 敏行			社会教育 関係 者	再任	六会地区
たむら よりこ 田村 順子			社会教育 関係 者	新任	片瀬地区
とみざわ たかのり 富澤 大則			社会教育 関係 者	再任	明治地区
にしやま のりあき 西山 紀明			社会教育 関係 者	再任	御所見地区

氏 名	生年月日	住 所	選出 区分	新任 再任 の別	備 考
わたなべ たかし 渡辺 節			社会教育 関係 者	再任	遠藤地区
ふじた みゆき 藤田 美友紀			社会教育 関係 者	再任	長後地区
かねこ せつこ 金子 節子			社会教育 関係 者	新任	辻堂地区
いけだ せいじ 池田 清治			社会教育 関係 者	再任	善行地区
おちあい まき 落合 真紀			社会教育 関係 者	再任	湘南大庭 地区
おほ みちこ 於保 ミチ子			社会教育 関係 者	新任	湘南台地区
ひらうし しんたろう 平牛 信太郎			学校教育 関係 者	新任	藤沢市立中 学校長会
ほんま かずひろ 本間 一弘			学校教育 関係 者	新任	藤沢市立小 学校長会
つるみ かずのり 鶴見 和則			学識経 験者	再任	公民館関係 有識者
にいみ まさみ 新實 正美			社会教育 関係 者		公募
みやけ ゆうこ 三宅 裕子			社会教育 関係 者		公募

氏 名	生年月日	住 所	選出 区分	新任 再任 の別	備 考
あやべ ゆみこ 綾部 由美子			社会教育 関係 者		公募
ひろはし しょうこ 廣橋 聖子			家庭教育 関係 者		公募

2 任期

2015年(平成27年)7月1日から2017年(平成29年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、公民館運営審議会委員が2015年(平成27年)6月30日をもって任期満了となるため、社会教育法第30条及び藤沢市公民館条例第4条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法 抜粋

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

藤沢市公民館条例 抜粋

(運営審議会委員)

第4条 法第29条の規定により，公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- 3 審議会の委員の定数は，20人以内とする。
- 4 審議会の委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。
- 5 特別の理由がある場合は，任期中でも解嘱することができる。
- 6 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。